

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

医療法人の社員総会

Q : 医療法の改正で、監査報告書を社員総会に提出するのが決算終了後3月以内とされました。これに伴う税務上の変更って何かありますか？

A : 申告書の提出期限の延長の申請が必要になる場合もあります。

【解説】

医療法の改正により、医療法人は毎会計年度終了後2月以内に事業報告書及び財産目録、決算書等を作成してこれを監事に提出、監事は業務・財産等の状況についての監査報告書を作成し、会計年度終了後3月以内に社員総会に提出しなければならないとされました。

法人税の申告期限は、原則として、会計年度終了後2月以内ですから、この監査報告書が早々に作成でき、会計年度終了後2月以内に決算が確定するといった場合はいいのですが、監査報告書の作成が遅れ、2月以内に決算が確定しないという場合には、確定申告の提出が遅れてしまい、無申告加算税などがかかってしまうということになってしまいますので注意しなければなりません。

そうならないためには、申告期限の延長特例の適用を受けるという方法が用意されています。この特例は、延長申請をすることによって、申告書の提出期限が1月延長できるという制度ですが、これを受けるには、定款を変更し、定時社員総会を会計年度終了後3月以内に開催するとともに、申告期限の延長特例の申請書を所轄税務署に提出する必要があります。

